

貴金属の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務に係る行動方針

1. 基本方針

貴金属の品位証明業務と地金及び鉱物の分析業務については、貨幣製造を通じて培ってきた分析技術を活用し、貴金属取引の安定や消費者保護に寄与する公共性の高い業務として、公平、公正な立場で造幣局が行ってきたが、今後は、更に積極的に周知活動を行いつつ、市中の需要を確認し、収支相償の下で、その重要な役割を果たし国民の信頼に応えていくものとする。

2. 個別方針

① 収支相償を維持するための適切な受益者負担の手数料体系

貴金属の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務の手数料体系については、適切な受益者負担の観点から、収支相償の維持を基本として策定されたものであることから、それぞれの業務に関する収支状況の把握及び検証を行い、その結果として見直しが必要と判断された場合は見直しを行うこととする。

② 技術及びサービスの維持向上

業務の信頼性向上の観点からは、本支局間の技術交流、外部の分析技術等の調査及び研修などを通じて技術力維持・向上に取り組むこととする。また、利便性向上の観点からは、さいたま支局一個所での受付体制を維持し、遠隔地の依頼者には宅配の利用を勧めることとし、受託にあたっては、依頼者と相談の上、適切な返却期間を設定することとする。

③ 公共的役割の周知・広報活動の充実

貴金属取引の安定及び消費者保護の観点から、ホールマーク制度について、展示会やイベント等を通じて積極的に周知活動を行う。

また、検定事業懇談会等を通じて貴金属製品業界からも情報収集を行うとともに、公的機関からの分析依頼にも継続して対応する。

④ 業務運営に必要な人員、設備の確保

確実な業務運営、業務継続に必要な技能伝承が図られるよう、適正な人員配置や業務に必要な設備の計画的な更新に取り組む。

⑤ 信頼性の維持

公的な機関が行うべき公平、公正かつ適正なサービス提供を行うことで信頼性の維持に取り組む。